国立大学法人電気通信大学印刷物等広告掲載規程

平成25年 2月26日 改正 平成28年 4月27日 平成29年 3月31日 平成31年 3月28日 令和 2年 3月30日 令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の印刷物等に係る費用負担を軽減するため、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

- 第2条 広告の掲載の対象とする広告媒体は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物
 - (2) 本学のウェブサイト
 - (3) その他広告媒体として活用できるもの

(広告掲載の基準)

- 第3条 本学の広告媒体に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 本学の品位をそこなうおそれのあるもの
 - (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (3) 社会問題に関する主義主張に関するもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (8) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと認められるもの
- 2 本学のウェブサイトへの広告に関しては、掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についても前項の基準を適用する。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の掲載規格、位置、期間、枠数、掲載料及び作成方法等については、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告掲載の募集及び申込み)

第5条 広告の掲載の募集は、原則として本学のウェブサイトにより公募する。

2 広告の掲載を希望する者は、所定の期日までに、広告掲載申込書(別記様式第1号) を本学に提出するものとする。

(広告審査委員会)

- 第6条 広告の掲載の可否を審査するため、広告審査委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 広報担当の理事
 - (2) 広報担当の副学長
 - (3) 当該広告媒体を所管する組織の長

(広告掲載の審査及び決定)

- 第7条 委員会は、第3条及び第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を審査するものと する。
- 2 学長は、委員会の審査の結果に基づき、広告掲載の可否を決定し、広告掲載通知書(別記様式第2号)又は広告不掲載通知書(別記様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

- 第8条 広告掲載が決定した者(以下「広告主」という。)は、所定の期日までに、本学 が発行する請求書により広告掲載料を納入するものとする。
- 2 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、 本学が広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。 (広告掲載の保留及び撤回)
- 第9条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を保留又は撤回する ことができる。
 - (1) 所定の期日までに広告掲載料が納入されなかったとき。
 - (2) 第3条に該当することとなったとき。
 - (3) 第4条に規定する掲載規格等を満たさないとき。
 - (4) その他掲載する広告として学長が適当でないと認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

- 第10条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、書面により申し出るものとする。 (損害賠償請求)
- 第11条 広告主の責に帰すべき事由により、本学が被害を被った場合は、学長は広告主に 対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第12条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第13条 この規程に定める広告の掲載に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年2月26日から施行する。

附目

この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

KH 即

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

(元号) 年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

申込者(署名又は記名押印) 所在地 法人名 代表者氏名

広告掲載申込書

国立大学法人電気通信大学印刷物等広告掲載規程第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

- 1. 掲載を希望する広告媒体名及び募集番号
- 2. 広告の内容(掲載を希望する広告原稿を別添のこと)
- 3. 掲載希望期間(本学ウェブサイトに掲載する場合)(元号) 年 月 ~ (元号) 年 月
- 4. リンク先URL(本学ウェブサイトに掲載する場合)
- 5. 連絡先

担当者氏名: 電話番号: FAX:

E-mail :

6. その他

申し込みにあたっては、国立大学法人電気通信大学印刷物等広告掲載規程を遵守します。

※ 提出された広告原稿は返却しません。

(広告主) 様

国立大学法人電気通信大学長

広告掲載通知書

(元号) 年 月 日付けで提出された広告掲載申込書について、下記のとおり 広告を掲載することを決定しましたので通知します。

記

- 1. 掲載する広告媒体名
- 2. 広告の規格
- 3. 広告掲載料
- 4. 掲載期間(本学ウェブサイトに掲載する場合) (元号) 年 月 ~ (元号) 年 月
- 5. 広告掲載料納入期限 別紙請求書に記載のとおり。

(元号) 年 月 日

(広告主) 様

国立大学法人電気通信大学長

広告不掲載通知書

(元号) 年 月 日付けで提出された広告掲載申込書について、広告を掲載しないことを決定しましたので通知します。